

国立大学法人の役員報酬規程の改正について

1 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について（別紙1～3参照）

- 常勤役員の報酬月額について減額する改正（全86法人）
- 期末特別手当及び期末・勤勉手当の支給月数の改正（全86法人）

2 その他の改正について（別紙4参照）

- 経過措置額の引下げ、非常勤役員手当の改正等、大学法人の個別事情により改正

国家公務員における給与法改正の概要（平成21年12月1日改正分）

（1）俸給月額の変改

○ 指定職俸給表・・・平均改定率△0.3%

（参考）行（一）・・・平均改定率△0.2%

※1）行政職俸給表（一）7級以上は△0.3%

※2）行政職俸給表（一）1級から3級の一部は改定なし

（参考）指定職俸給表の改正

（～21.11.30）		（21.12.1～）	
号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	728,000	1	726,000
2	784,000	2	782,000
3	843,000	3	840,000
4	922,000	4	919,000
5	994,000	5	991,000
6	1,066,000	6	1,063,000
7	1,142,000	7	1,138,000
8	1,211,000	8	1,207,000

（2）期末手当及び勤勉手当の支給割合の引下げ

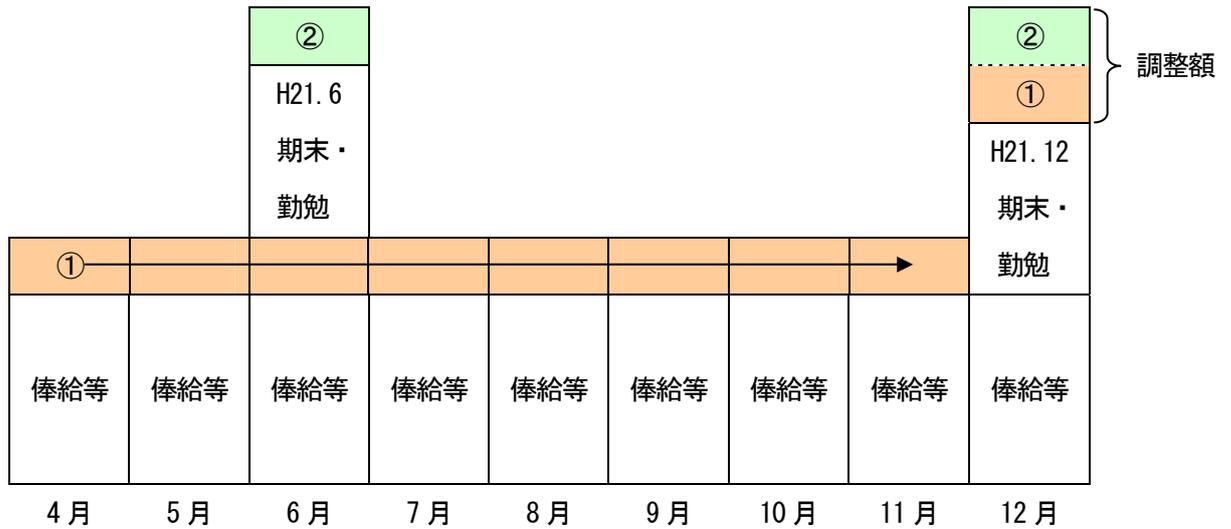
○ 指定職職員・・・3.35月分 → 3.10月分（△0.25月分）

（参考）一般の職員・・・4.50月分 → 4.15月分（△0.35月分）

（3）減額調整

平成21年4月からの年間給与で官民較差を解消するため、平成21年12月期の期末手当において減額調整を行う。

(参考例)



【減額調整方法】

$$\text{平成21年12月期期末手当額} = \text{改正後の規程による期末手当額} - \text{調整額} (\text{①} + \text{②})$$

$$\text{①} = \text{4月分給与月額} \times 0.24 \times \underline{\text{8月}} \\ \text{(4月~11月)}$$

$$\text{②} = \text{6月期期末・勤勉手当額} \times 0.24$$

(4) 経過措置額の引下げ

給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、調整率(△0.32%)

を踏まえた率を乗じて得た額に引下げ

【現 行】 支給額 = 新法月額 + 平成18年3月31日に受けていた額と新法月額との差額

【改正後】 支給額 = 新法月額 + (平成18年3月31日に受けていた額と新法月額との差額
× 99.68)

(5) 自宅に係る住居手当の廃止

自宅に係る住居手当(月額2,500円)を廃止

国立大学法人の常勤役員の報酬規程改正状況

改正項目	改正内容		法人数	法人名
俸給月額の引下げ	△0.3%	平成21年4月から引下げ (減額調整)	10	北海道大、東北大、東京大、福井大、 名古屋大、豊橋技大、京都教育大、 大阪大、和歌山大、奈良先端大
		平成21年12月から引下げ	69	
		平成22年1月から引下げ	5	宮城教育大、秋田大、神戸大、兵庫教育大、 熊本大
	その他改正 (別紙3参照)	平成21年11月から引下げ	1	宇都宮大
		平成21年12月から引下げ	1	静岡大
計			86	

改正項目	改正内容		法人数	法人名
賞与の支給割合の引下げ	期末・勤勉手当	国と同様	8	北海道大(理事)、東芸大、電通大、 浜松医科大、滋賀大、奈良女子大、 奈良先端大、鹿屋体育大
		国より低い支給月数	1	奈良教育大
	期末特別手当	国と同様	72	
		国より低い支給月数	5	帯広畜産大、旭川医科大、茨城大、 大阪大、大分大、
計			86	

平成21年度国家公務員給与改定等を踏まえた役員報酬規程改正一覧

法人名	俸給月額引下げ		平成21年12月期の賞与の引下げ		減額調整	経過措置額の引下げ
	常勤役員	非常勤役員	期末勤勉手当	期末特別手当	常勤役員	
北海道大学	△0.3%		○(理事)	○(長、監事)	○	
北海道教育大学	△0.3%			○	×	○
室蘭工業大学	△0.3%	○		○	×	○
小樽商科大学	△0.3%			○	×	
帯広畜産大学	△0.3%			○	×	
旭川医科大学	△0.3%	○		○	×	
北見工業大学	△0.3%			○	×	
弘前大学	△0.3%			○	×	○
岩手大学	△0.3%			○	×	
東北大学	△0.3%			○	○	
宮城教育大学	△0.3%			○	×	
秋田大学	△0.3%	○		○	×	
山形大学	△0.3%			○	×	
福島大学	△0.3%			○	×	
茨城大学	△0.3%			○	×	
筑波大学	△0.3%			○	×	
筑波技術大学	△0.3%			○	×	
宇都宮大学	別紙3			○	×	
群馬大学	△0.3%			○	×	
埼玉大学	△0.3%			○	×	
千葉大学	△0.3%			○	×	
東京大学	△0.3%			○	○	
東京医科歯科大学	△0.3%			○	×	
東京外国語大学	△0.3%			○	×	
東京学芸大学	△0.3%			○	×	
東京農工大学	△0.3%			○	×	
東京芸術大学	△0.3%		○		×	○
東京工業大学	△0.3%	○		○	×	
東京海洋大学	△0.3%			○	×	
お茶の水女子大学	△0.3%	○(理事)		○	×	
電気通信大学	△0.3%		○		×	
一橋大学	△0.3%			○	×	
横浜国立大学	△0.3%			○	×	
新潟大学	△0.3%			○	×	
長岡技術科学大学	△0.3%			○	×	
上越教育大学	△0.3%			○	×	
富山大学	△0.3%			○	×	○
金沢大学	△0.3%	○(理事)		○	×	
福井大学	△0.3%			○	○	
山梨大学	△0.3%			○	×	
信州大学	△0.3%			○	×	
岐阜大学	△0.3%	○(月額のみ)		○	×	
静岡大学	別紙3			○	×	
浜松医科大学	△0.3%		○		×	
名古屋大学	△0.3%	○		○	○	

法人名	俸給月額引下げ		平成21年12月期の賞与引下げ		減額調整	経過措置額
	△0.3%	○				
愛知教育大学	△0.3%	○		○	×	
名古屋工業大学	△0.3%			○	×	
豊橋技術科学大学	△0.3%			○	○	
三重大学	△0.3%			○	×	○
滋賀大学	△0.3%	○	○		×	
滋賀医科大学	△0.3%	○		○	×	○
京都大学	△0.3%	○		○	×	
京都教育大学	△0.3%			○	○	
京都工芸繊維大学	△0.3%			○	×	
大阪大学	△0.3%	○		○	○	
大阪教育大学	△0.3%	○		○	×	
兵庫教育大学	△0.3%			○	×	
神戸大学	△0.3%			○	×	
奈良教育大学	△0.3%	○	○		×	○
奈良女子大学	△0.3%	○	○		×	○
和歌山大学	△0.3%			○	○	
鳥取大学	△0.3%			○	×	
島根大学	△0.3%			○	×	
岡山大学	△0.3%	○		○	×	
広島大学	△0.3%	○		○	×	
山口大学	△0.3%			○	×	
徳島大学	△0.3%			○	×	○
鳴門教育大学	△0.3%			○	×	
香川大学	△0.3%			○	×	
愛媛大学	△0.3%			○	×	
高知大学	△0.3%	○		○	×	
福岡教育大学	△0.3%			○	×	○
九州大学	△0.3%			○	×	
九州工業大学	△0.3%			○	×	
佐賀大学	△0.3%			○	×	
長崎大学	△0.3%			○	×	
熊本大学	△0.3%			○	×	
大分大学	△0.3%			○	×	
宮崎大学	△0.3%			○	×	
鹿児島大学	△0.3%			○	×	
鹿屋体育大学	△0.3%		○		×	
琉球大学	△0.3%			○	×	
政策研究大学院大学	△0.3%			○	×	
総合研究大学院大学	△0.3%	○		○	×	
北陸先端科学技術大学院大学	△0.3%			○	×	
奈良先端科学技術大学院大学	△0.3%		○		○	

※「常勤役員」欄の割合は、報酬月額等の引下げの平均割合を示す。

常勤役員の俸給月額表の引下げについて

○国の指定職俸給表の改定推移

指定職俸給表について、平均0.3%の引下げ。

現行(～21.11.30)	⇒	改正後(21.12.1～)	減額(円)	引下げ率(%)
俸給月額(円)		俸給月額(円)		
728,000		726,000	2,000	0.27%
784,000		782,000	2,000	0.26%
843,000		840,000	3,000	0.36%
922,000		919,000	3,000	0.33%
994,000		991,000	3,000	0.30%
1,066,000		1,063,000	3,000	0.28%
1,142,000		1,138,000	4,000	0.35%
1,211,000		1,207,000	4,000	0.33%

<役員俸給表について、その他の方法で引下げた法人>

○宇都宮大学役員俸給月額表の改定推移

独自の俸給月額表から、国家公務員指定職俸給表を準用する俸給表とし、かつ、平均0.3%引き下げる改正。

現行(～21.10.31)	⇒	改正(21.11.1～)	⇒	最終改正(21.11.1～)	減額(円)	引下げ率(%)
俸給月額(円)		俸給月額(円)		俸給月額(円)		
637000						
669000		654000		652000	17,000	2.54%
703000						
744000		728000		726000	18,000	2.42%
801000		784000		782000	19,000	2.37%
861000		843000		840000	21,000	2.44%
941000		922000		919000	22,000	2.34%
1016000		994000		991000	25,000	2.46%
1089000		1066000		1063000	26,000	2.39%

○静岡大学役員基本給月額表の改定推移

国家公務員指定職俸給表の俸給月額から、さらに1万円未満切捨ての基本給月額とする改正。

現行(～21.11.30)	⇒	改正後(21.12.1～)	減額(円)	引下げ率(%)
基本給月額(円)		基本給月額(円)		
720,000		720,000	0	0.00%
780,000		780,000	0	0.00%
840,000		840,000	0	0.00%
920,000		910,000	10,000	1.09%
990,000		990,000	0	0.00%
1,060,000		1,060,000	0	0.00%
1,140,000		1,130,000	10,000	0.88%
1,210,000		1,200,000	10,000	0.83%

3. その他の改正について

改正項目	改正内容	法人名
役員報酬の改正	平成18年給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額を0.32%減額する改正	北海道教育大学、 室蘭工業大学、 弘前大学、東京芸術大学、 富山大学、三重大学、 滋賀医科大学、徳島大学、 福岡教育大学
	端数処理について、1円未満を切り捨てる改正	小樽商科大学
	職員給与規程の指定職本給表を適用していた役員本給について、新たに役員本給表を設ける改正	東北大学
	学長の基本給月額に幅を持たせる改正	信州大学
	職員給与規程の期末特別手当を準用していたものを、新たに役員賞与として設ける改正	神戸大学
	役員本給月額を暫定的に減額していた期間をさらに3年間延長する改正	島根大学
非常勤役員手当の改正	常勤役員に準じて非常勤役員手当について0.3%相当引下げる改正	室蘭工業大学、旭川医科大学、 秋田大学、東京工業大学、 お茶の水女子大学、 金沢大学、岐阜大学、 名古屋大学、愛知教育大学、 滋賀大学、滋賀医科大学、 京都大学、大阪大学、 大阪教育大学、奈良教育大学、 奈良女子大学、岡山大学、 広島大学、高知大学、総研大学
	平成18年給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額を0.32%減額する改正	奈良教育大学、奈良女子大学
	非常勤役員手当（理事）を新設する改正	信州大学

改正項目	改正内容	法人名
地域手当の改正	不支給から2.5%支給する改正	宇都宮大学
	15%から15.5%へ上げる改正	お茶の水女子大学
	11%から12%へ上げる改正	名古屋大学
	3.5%から9%へ上げる改正	愛知教育大学
	3%から4%へ暫定的に上げる改正	滋賀大学
	7%から8%へ上げる改正	奈良女子大学
諸手当関係	自宅に係る住居手当を廃止する改正	名古屋工業大学
	非常勤役員に支給する交通費についての明文化する改正	和歌山大学
	非常勤役員に通勤手当を支給する改正	宮崎大学
規定の整備	地域手当支給対象者について規定を整備する改正	金沢大学
	日割計算について規定を整備する改正	神戸大学
	業績評価の結果の役員給与への反映について、経営協議会の議を経て学長が決定する旨を明文化する改正	和歌山大学

国立大学法人における役員の地域手当支給率等について

平成22年2月1日現在

法人名	21年度の 改正状況	勤務地 支給率	勤務地 支給率 (職員)	21年度の 国の支給率	異動保障
北海道大学		3%	3%	3%	○
北海道教育大学		3%	3%	3%	○
室蘭工業大学		0%	0%	0%	○
小樽商科大学		0%	0%	0%	○
帯広畜産大学		0%	0%	0%	○
旭川医科大学		0%	0%	0%	○
北見工業大学		0%	0%	0%	×
弘前大学		0%	0%	0%	○
岩手大学		0%	0%	0%	×
東北大学		6%	6%	6%	○
宮城教育大学		6%	6%	6%	○
秋田大学		0%	0%	0%	×
山形大学		0%	0%	0%	×
福島大学		0%	0%	0%	○
茨城大学		0%	3.5%	8%	×
筑波大学	+1%	7%	7%	10%	○
筑波技術大学	+1%	7%	7%	10%	○
宇都宮大学	+2.5%	2.5%	4%	5%	※
群馬大学	+1%	3%	3%	3%	○
埼玉大学	+1%	9%	9.5%	11%	×
千葉大学	+1%	10%	10%	10%	×
東京大学	+0.95%	16%	16%	17%	×
東京医科歯科大学	+1%	17%	17%	17%	×
東京外国語大学		12%	12%	12%	×
東京学芸大学		12%	12%	—	○
東京農工大学		12%	12%	12%	○
東京芸術大学		12%	12%	17%	○
東京工業大学	+0.7%	15.5%	15.5%	17%	×
東京海洋大学	+1%	17%	17%	17%	×
お茶の水女子大学	+1.5%	15.5%	15.5%	17%	×
電気通信大学		12%	12%	12%	○
一橋大学	+1%	14%	14%	14%	○
横浜国立大学		12%	12%	12%	×
新潟大学		0%	0%	0%	○
長岡技術科学大学		0%	0%	0%	○
上越教育大学		0%	0%	0%	○
富山大学		3%	3%	3%	○
金沢大学		3%	3%	3%	○
福井大学		1%	1%	3%	○
山梨大学		2%	2%	5%	○
信州大学		2.6%	2.6%	3%	○
岐阜大学		0%	3%	3%	×
静岡大学		5%	5%	6%	○
浜松医科大学		3%	3%	3%	×
名古屋大学	+1%	12%	12%	12%	○

法人名	21年度の 改正状況	勤務地 支給率	勤務地 支給率 (職員)	21年度の 国の支給率	異動保障
愛知教育大学	+5.5%	9%	9%	9%	×
名古屋工業大学		12%	12%	12%	○
豊橋技術科学大学		3%	3%	3%	○
三重大学		4%	4%	5%	○
滋賀大学	+1%	4%	4%	3%	○
滋賀医科大学		5%	5.5%	9%	○
京都大学		10%	10%	10%	○
京都教育大学		10%	10%	10%	×
京都工芸繊維大学		10%	10%	10%	○
大阪大学		12%	12%	12%	※
大阪教育大学		3%	3%	3%	○
兵庫教育大学		0%	0%	0%	○
神戸大学		10%	10%	10%	○
奈良教育大学	+1%	6.5%	7%	9%	×
奈良女子大学	+2%	8%	8%	9%	○
和歌山大学		3%	3%	3%	○
鳥取大学		0%	0%	0%	○
島根大学		0%	0%	0%	×
岡山大学		3%	3%	3%	○
広島大学		0%	3%	—	×
山口大学		0%	0%	0%	○
徳島大学		0%	0%	0%	○
鳴門教育大学		0%	0%	0%	○
香川大学		0%	0%	3%	○
愛媛大学		0%	0%	0%	○
高知大学		0%	0%	0%	○
福岡教育大学		0%	0%	0%	○
九州大学	+1%	10%	10%	10%	○
九州工業大学		3%	3%	3%	○
佐賀大学		0%	0%	0%	○
長崎大学		3%	3%	3%	○
熊本大学		0%	0%	0%	○
大分大学		0%	0%	0%	○
宮崎大学		0%	0%	0%	○
鹿児島大学		0%	0%	0%	○
鹿屋体育大学		0%	0%	0%	○
琉球大学		0%	0%	0%	○
政策研究大学院大学	+1%	17%	17%	17%	○
総合研究大学院大学		6%	6%	6%	×
北陸先端科学技術大学院大学		0%	3%	—	○
奈良先端科学技術大学院大学		6%	6%	—	○

注1) 国の支給率が「—」の地域は、一般職国家公務員が不在である地域手当指定外地域を示す。

注2) ※(宇都宮、大阪大学) 異動保障の適用について、国家公務員から引き続いて役員になった者に限る。